

## 取引基本契約条項

### (基本契約)

第1条 甲は乙に対し、将来継続して、甲の取り扱う商品(以下商品という)を売買するものとし、個別的な売買契約において、特約なき場合においては本契約に基づくものとする。

### (売買条件)

第2条 売買商品の品名、単価、数量、引渡条件、代金支払条件その他の条件は、その都度の個別的売買契約において定め、乙の注文書と、甲の注文請書の交換により、甲の注文請書の交付の時に個別的売買契約が成立する。  
ただし、特約により簡易かつ敏速な方法によることを妨げない。

### (引渡検査)

第3条 甲は個別的売買契約上の約定期限に、約定引渡場所に商品を持参または送付して乙に引渡し、乙は商品受取り後遅滞なく商品の検査を行うものとする。  
検査の遅滞により甲に生じた損害は、乙の負担とする。

### (所有権の移転)

第4条 商品の所有権は、商品引渡しの時甲から乙に移転するが、特約ある場合は代金支払完了まで、商品の所有権は甲に帰属するものとする。  
運送会社の着荷確認をもって商品受取りとする。商品に誤入荷などがあった場合は直ちに乙は甲に連絡することとする。

### (代金支払)

第5条 (1) 乙の甲に対する代金の支払は次のとおりとする。  
締切日:毎月 定められた締切日  
支払日:翌月 定められた支払日  
支払方法:現金払い 指定銀行へ 100%入金

### (期限の利益喪失)

第6条 次の各号の一つに該当する場合、乙は本契約書上の期限の利益を失い、甲は乙に対してただちに売買代金の一時払いを請求できる。  
① 乙が甲に対して、売買代金その他の債務につき支払義務を怠ったとき。  
② 乙が他より差押、仮差押、仮処分の申立を受け、または公売処分を受け、あるいは整

理、会社更生手続の申立、破産もしくは競売等の申立を受けたとき。

- ③ 乙が営業停止、営業免許あるいは営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき。
- ④ 乙が資本減少、営業の廃止もしくは重大な変更、または解散、組織変更の決議をしたとき。
- ⑤ 乙が手形小切手の不渡りを出したり、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ⑥ 乙が個別的売買契約につき悪意または重大な違反があったとき。
- ⑦ その他、乙の財産状態が急に悪化し、またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。

#### (契約の解除)

第7条 第6条の各号の一つに該当する事態が生じたとき、甲は乙に対し催告しないでただちに個別売買契約ないし本契約を解除または解約できる。

#### (受取拒否)

第8条 乙が商品の引渡期日に、商品を正当な理由なくして引取らない場合における遅滞責任は乙がこれを負担するものとし、甲はその商品を乙の負担において任意に処分することができ、その売却代金をもって乙に対する損害賠償請求権を含む一切の債権の弁済に充当し、不足額がある場合はその分を、なお乙に請求できる。  
この場合、他に引渡未済品があるときは、その引渡期日が未到来でも同様とする。

#### (管轄裁判所)

第9条 甲と乙は、個別的売買契約書ないし本契約より生ずる一切の訴訟については、甲の本支店を管轄する裁判所のみを管轄裁判所とする。

#### (有効期間)

第10条 (1) 本契約の有効期間は本契約締結の日から1年とする。  
ただし、当該有効期間満了1ヶ月前までに甲乙何れからも相手方に対する文書による別段の意思表示のない限り、本契約の有効期間は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後もこの例による。  
(2) 前項の規定に拘わらず、甲は本契約期間中何時にても文書による1ヶ月前の予告をもって本契約を解除することができる。

#### (協議事項)

第11条 本契約に記載なき事項および本契約の解釈に疑義を生じた場合には、都度甲乙協議の上取決める。

以上